

参 考 資 料

令和 5 年 5 月

市 議 会 臨 時 会

目 次

内 容		頁
報告第 1 号関係	専決処分の報告（寝屋川市税条例の一部改正）	1
議案第 37 号関係	寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	18
議案第 38 号関係	寝屋川市税条例の一部改正	20
議案第 41 号関係	有功者の選定（矢 田 わか子）	35
議案第 42 号関係	有功者の選定（山 崎 菊 雄）	35
議案第 43 号関係	有功者の選定（北 川 光 昭）	35
議案第 44 号関係	有功者の選定（井 川 晃 一）	35

寝屋川市税条例の一部改正

(令和5年3月31日専決)

1 改正理由

『地方税法』の改正に伴い、軽自動車税について「環境性能割の臨時的軽減措置*の廃止」及び「種別割の税率の特例措置*の適用期限の延長」を行う等のため、一部改正を行う。

* 環境性能割の臨時的軽減措置

消費税率の引上げに合わせた需要変動の平準化に向けた取組として創設され、その後、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置などとして延長されている措置（税率を1%分軽減する措置）

[現行]

自家用の軽自動車（乗用のもの）

令和12年度燃費基準に対する達成の程度		
60%未満	60%以上75%未満	75%以上
税率2%→1%に軽減	税率1%→非課税	非課税

※ 電気自動車等=非課税

* 種別割の税率の特例措置

低炭素化社会の実現や地域における環境対策のため、より燃費性能等の優れた軽自動車の普及を促進する観点から実施されている措置

2 改正内容

(1) 軽自動車税

ア 環境性能割の非課税・税率の特例

(附則第37条の2、附則第37条の6関係)

令和元年10月1日から令和3年12月31までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車（乗用のものに限る。）に係る環境性能割の臨時的軽減措置〔非課税措置及び税率の特例措置〕を廃止する。

イ 種別割の税率の特例（附則第37条の7関係）

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない三輪以上の軽自動車の税率を軽減する種別割の特例措置について、その適用期限を延長する。

適用対象軽自動車	特例割合	適用期限の延長
電気自動車等	75%軽減	令和7年度取得分まで延長
営業用の乗用のもの 令和12年度燃費基準 90%達成	50%軽減	令和7年度取得分まで延長
営業用の乗用のもの 令和12年度燃費基準 70%達成	25%軽減	令和6年度取得分まで延長

(2) その他、『地方税法』の改正に伴う固定資産税及び都市計画税に関する規定の整備等を行う。

(3) 附則

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

『地方税法』の改正に係る経過措置の例に倣い、軽自動車税並びに固定資産税及び都市計画税に関する経過措置を定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

(専決処分の報告 地方自治法第179条第3項)

寝屋川市税条例

No.1

改 正 案	現 行
(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等) 第40条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を別に定める納入書により納入しなければならない。	(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等) 第40条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を別に定める納入書によつて納入しなければならない。 (たばこ税の申告納付の手続)

第109条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間ににおける製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第107条第1項の規定により免除を受けようとする場合には同項の適用を受けようとするたばこの税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこの税額その他の必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第107条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

改正案	現行
<p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第112条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は<u>第34号の2の5の2様式</u>による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第112条 たばこ税の納稅義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は<u>第34号の2の5の2様式</u>による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第112条第2項において同じ。)の翌日から納付の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第112条 たばこ税の納稅義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>附則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第13条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は<u>第63条の規定</u>の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則</p>	<p>第13条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条の規定</u>の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則</p>

改 正 案	現 行
第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。	第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第14条 (略)	第14条 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
2 (略)	2 (略)
3 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。	3 法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。
4 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	4 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
5 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	5 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
6 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	6 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
7 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	7 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
8 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	8 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
9 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	9 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

改 正 案	現 行
11 法附則第15条第25項第1号口に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	11 法附則第15条第26項第1号口に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
15 法附則第15条第25項第2号口に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	15 法附則第15条第26項第2号口に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
18 法附則第15条第25項第3号口に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	18 法附則第15条第26項第3号口に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
20 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	20 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
21 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	21 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
22 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	22 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

改 正 案	現 行
23 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	23 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
24 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	24 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
25 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
26 (略)	26 (略)
(削る)	27 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。 (新築住宅等に対する固定資産税又は都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第15条 (略)	第15条 (略) 2～11 (略)
12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	(新設) 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者には、住所及び氏名又は名称)	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者には、住所及び氏名又は名称)
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日	(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
(4) 当該工事が完了した年月日	(4) 当該工事が完了した年月日

改正案

現行	理由
(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた	法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3か月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用	法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税
(6) (略)	法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税
14 (略) (読替規定)	法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税
第32条 (略)	法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税
(6) (略)	法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税
13 (略) (読替規定)	法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税
第32条 (略)	法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税

改正案	現行
に限り、第133条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	に限り、第133条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 <u>(環境性能割の非課税)</u>
(削る)	<u>第37条の2 法第451条第1項第1号</u> (同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第37条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第92条第1項の規定にかかるらず、環境性能割を課さない。 <u>(環境性能割の賦課徴収の特例)</u>
	<u>第37条の2の2</u> (略) (日本赤十字社の取得する3輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税)
	<u>第37条の2の3</u> (略) <u>(環境性能割の税率の特例)</u>
	<u>第37条の6</u> (略) 2 (略) (削る) <u>3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第93条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用について</u> は、当該軽自動車の取得が特定期間に行わられたとき限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

改正案	現行
(種別割の税率の特例)	(種別割の税率の特例)
第37条の7 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割に係る第95条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第37条の7 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割に係る第95条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第95条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(削る)

改正案	現行																														
	<p>左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第2号ア</th><th>3,900円</th><th>2,000円</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> <tr> <td></td><td>10,800円</td><td>5,400円</td></tr> <tr> <td></td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr> <tr> <td></td><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr> </tbody> </table> <p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第95条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第2号ア</th><th>3,900円</th><th>2,000円</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>10,800円</td><td>8,100円</td></tr> <tr> <td></td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr> <tr> <td></td><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr> </tbody> </table> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円
第2号ア	3,900円	2,000円																													
	6,900円	3,500円																													
	10,800円	5,400円																													
	3,800円	1,900円																													
	5,000円	2,500円																													
第2号ア	3,900円	2,000円																													
	6,900円	5,200円																													
	10,800円	8,100円																													
	3,800円	2,900円																													
	5,000円	3,800円																													

改正案	現行
	<p>年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第95条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分</p>
(削る)	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第95条の規定の適用については _____、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌</p>

改正案	現行
年度分の種別割に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。	の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第95条の規定の適用については、	8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第95条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、当該初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(種別割の賦課徴収の特例) 第38条 市長は、種別割の賦課徴収に關し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受けるとときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。	(種別割の賦課徴収の特例) 第38条 市長は、種別割の賦課徴収に關し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受けるとときは、国土交通大臣に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2・3 (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

改正案	現行	第41条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する。
		<p>(1) (2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地</p>

改 正 案	現 行
<p>等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第55条 所得割の納稅義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）</p>	<p>等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第55条 所得割の納稅義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。) 第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもののの中止若しくはその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納稅義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。</p>

附 則 (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和4年度分までの

改正案	現行
<p>固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。</p> <p>2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第32条第2項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取</p>	

改 正 案	現 行
得られたこの条例による改正前の寝屋川市税条例附則第37条の2及び第37条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対する課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。	
2 新条例附則第37条の7の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。	

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部改正

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症について、感染症法（『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』）上の「5類感染症」に移行したことに伴い、「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等業務従事手当の特例」を廃止するため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 防疫等業務従事手当の支給対象職員及び支給額の特例（附則第3項関係）

「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等業務従事手当の特例」について定める附則第3項の規定を削る。

(2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

No.1

改 正 案	現 行
附 則 (削る)	<p>附 則 (防波等業務従事手当の支給対象職員及び支給額の特例) <u>3 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務に従事した職員には、市長の定めることにより、当該業務に従事した日1日につき3,000円を、防波等業務従事手当として支給する。</u> この場合においては、第3条及び別表の規定は、適用しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寝屋川市税条例の一部改正

1 改正理由

『地方税法』の改正に伴い、個人の市民税について「森林環境税*の賦課徴収に関する規定の整備」及び「給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化」を行う等のため、一部改正を行う。

* 森林環境税

『パリ協定』の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林の整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。

森林環境税は、令和6年度から、国内に住所を有する個人に対して課税される国税として、市町村において、個人の市民税の均等割と併せて1人年額1,000円を徴収する税である。（その税収が、森林環境譲与税として、国によって、都道府県・市町村に譲与される。）

2 主な改正内容

(1) 市民税

ア 森林環境税の賦課徴収に関する規定の整備

（第26条、第33条、第35条、第38条、第45条、第45条の2、第45条の6関係）

森林環境税の賦課徴収に関わって、「個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額に、森林環境税額を合算すること」、「給与所得又は公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収税額に、森林環境税額を含むこと」など、所要の規定の整備を行う。

イ 個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書（第30条の2関係）

給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて、異動が無い旨を記載した申告書を提出することができる

こととする。

(2) 固定資産税

ア 固定資産税の税額について条例で定める割合（附則第14条関係）

長寿命化に資する所定の大規模な工事が行われたマンションについて、固定資産税の減額措置を講ずる。

(3) 軽自動車税

ア 種別割の税率（第95条関係）

特定小型原動機付自転車の税率を年額2,000円とする。

※ 『道路交通法』の改正により、所定の基準（車体の大きさ＝「長さ190cm・幅60cmを超えないこと」、車体の構造＝「原動機として、定格出力が0.60kw以下の電動機を用いること」「20km毎時を超える速度を出すことができないこと」など）に該当する電動キックボード等について、新たに「特定小型原動機付自転車」と定義された。

イ 環境性能割・種別割の賦課徴収の特例

（附則第37条の2、附則第38条関係）

環境性能割の軽減措置〔非課税措置及び税率の特例措置〕又は種別割の軽減措置〔税率の特例措置〕の適用を受けた軽自動車について、不正（排出ガス性能又は燃費性能に係る不正行為）により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例措置に関し、納付不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げる〔現行10%→35%〕。

(4) 附則

ア 施行期日

一部の規定を除き*、公布の日

[* (3)ア＝令和5年7月1日、(1)ア・(3)イ＝令和6年1月1日、
(1)イ＝令和7年1月1日]

イ 経過措置

『地方税法』の改正に係る経過措置の例に倣い、市民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置を定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市税条例

No.1

改 正 案	現 行
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第26条 (略)	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第26条 (略)
2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができる金額は、施行令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対してその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____	2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができる金額は、施行令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対してその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____
3 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第30条の2 (略)	3 (略) 当該納税義務者の同項の申告書に係る年慶分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充當する。 第30条の2 (略) (新設)

改 正 案	現 行
<u>動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるとところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができます。</u>	<u>2 前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</u>
<u>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</u>	<u>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</u>
<u>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）であつて施行規則で定めるも</u>	<u>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）であつて施行規則で定めるも</u>

改正案	現行
のをいう。次条第4項及び第58条第3項において同じ。)により提供することができる。	のをいう。次条第4項及び第58条第3項において同じ。)により提供することができる。
前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税の徴収の方法等)	前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税の徴収の方法)
第33条 個人の市民税は、第38条、第45条の2第1項、第45条の5又は第53条の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。 2 (略) 3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。	第33条 個人の市民税は、第38条、第45条の2第1項、第45条の5又は第53条の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。 2 (略) (新設) (個人の市民税の納税通知書) 第35条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の府民税額及び森林環境税額の合算額(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

改 正 案	(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)	現 行
	<p>第38条 個人の市民税の納稅義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者)うち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納稅義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の納稅義務者について、当該納稅義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第29条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当ないと認められる特別の事情が生じた</p>	<p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第38条 個人の市民税の納稅義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者)うち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納稅義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の納稅義務者について、当該納稅義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第29条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当ないと認められる特別の事情が生じた</p>

改 正 案	現 行
ため当該給与所得者から給与所得に係る所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。	ため当該給与所得者から給与所得に係る所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収しない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。
4 (略)	4 (略)
5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間ににおいて異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定により 給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により 従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により 徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により 徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法により 徴収すること	5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間ににおいて異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定により 給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により 従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により 徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により 徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法により 徴収すること

改正案	現行
<p>が困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納稅義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収された旨の当該納稅義務者からの申出がありの場合及び当該納稅義務者が翌年の1月1日から4月30までの間において給与の支払を受けないこととなつた場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるとき限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときには、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第45条 個人の市民税の納稅者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた日以後において到来する第34条第1項の納期がある場合には —それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収す</p>	<p>が困難であると市長が認めるとときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納稅義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収された旨の当該納稅義務者からの申出がありの場合及び当該納稅義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなつた場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるとき限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときには、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第45条 個人の市民税の納稅者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた日以後において到来する第34条第1項の納期がある場合には —それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によつて徴収す</p>

改正案	現行
<p>るものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から寝屋川市に納入された給与所得につき、既に特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて</p>	<p>るものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収義務者から寝屋川市に納入された給与所得につき、既に特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて</p> <p>当該納税者の未納に係る徴収金に充当する</p> <p>該納税者の未納に係る徴収金に充当する</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第45条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次の各号に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この</p>

改正案	現行
<p>条及び第45条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者により<u>特別徴収</u>する場合に係る均等割額を第38条第1項の規定により<u>特別徴収</u>する方法により<u>特別徴収</u>する場合に係る所得割額。以下この条及び第45条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に<u>特別徴収</u>する方法により<u>特別徴収</u>する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないとなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を、第34条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第45条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により<u>徴収</u>されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収の方法による均等割額を第38条第1項の規定により特別徴収の方法により<u>特別徴収</u>する場合は、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第45条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないとなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を、第34条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第45条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収の方法による均等割額を第38条第1項の規定により特別徴収の方法により<u>特別徴収</u>する場合は、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第45条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。</p>	<p>の合算額(当該納税義務者による均等割額を第38条第1項の規定により特別徴収の方法により<u>特別徴収</u>する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第45条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないとなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を、第34条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第45条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収の方法による均等割額を第38条第1項の規定により特別徴収の方法により<u>特別徴収</u>する場合は、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第45条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。</p>

改正案	現行
<p>より<u>徴収されないこととなつた日以後において到来する第34条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期には</u> <u>直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</u></p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収対象徴収の方法により<u>徴収されないこととなつた特別徴収税額を特別徴収の方法によって準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から徴収された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超過する場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が年金所得に係る仮特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて</u></p>	<p><u>よつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第34条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</u></p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収対象徴収の方法により<u>徴収されないこととなつた特別徴収税額を特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から徴収された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超過する場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が年金所得に係る仮特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて</u></p>
	<p><u>当該特別徴収対象年金所得者に係る徴収金に充當する</u> <u>年金所得者に係る徴収金に充當する</u> <u>委託したものとみなす。</u></p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第95条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>

改 正 案	現 行
(1) 原動機付自転車 ア～ウ (略) 工 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輸距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のものが0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの）の及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円 (2)・(3) (略)	(1) 原動機付自転車 ア～ウ (略) 工 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輸距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のものが0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの）の及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円 (2)・(3) (略)
附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第14条 (略) 2～26 (略) <u>27 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u> (環境性能割の賦課徴収の特例) 第37条の2 (略) 2・3 (略)	附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第14条 (略) 2～26 (略) (新設) (環境性能割の賦課徴収の特例) 第37条の2 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき環境性能割の額は、同項の不足額に、これに <u>100分の35</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

改正案	現行
(種別割の賦課徴収の特例) 第38条 (略)	(種別割の賦課徴収の特例) 第38条 (略)
2 (略) 3 前項の規定がある場合における納付すべき種別割の額は、同項の不足額に、これに <u>100分の35</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	2 (略) 3 前項の規定がある場合における納付すべき種別割の額は、同項の不足額に、これに <u>100分の10</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
附則 (施行期日)	附則 (施行期日)
第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第95条第1号工の改正規定及び附則第4条第1項の規定 (この条例による改正後の東屋川市税条例(以下「新条例」という。)附則第38条第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日 (2) 第26条第2項並びに第33条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第35条、第38条、第45条、第45条の2及び第45条の6の改正規定並びに附則第37条の2の改正規定及び附則第38条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項(新条例附則第38条第3項に係る部分に限る。)及び第2項の規定 令和6年1月1日 (3) 第30条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日	第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第95条第1号工の改正規定及び附則第4条第1項の規定 (この条例による改正後の東屋川市税条例(以下「新条例」という。)附則第38条第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日 (2) 第26条第2項並びに第33条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第35条、第38条、第45条、第45条の2及び第45条の6の改正規定並びに附則第37条の2の改正規定及び附則第38条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項(新条例附則第38条第3項に係る部分に限る。)及び第2項の規定 令和6年1月1日 (3) 第30条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

改 正 案	現 行
<p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第30条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき寝屋川市税条例第30条の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。</p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 新条例第95条第1号工及び附則第38条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例附則第37条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割について</p>	

改 正 案	現 行
は、なお従前の例による。	

(議案第 41 号～議案第 44 号関係)

有 功 者 の 選 定

寝屋川市有功者選定諮問委員会の答申 36 ページ

〔根拠法令〕

寝屋川市有功者表彰条例第 2 条



寝有選第2号
令和5年4月26日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市有功者選定諮問委員会
委員長 板坂 千鶴子 

寝屋川市有功者の推薦について（答申）

令和5年4月26日付け、経市第174号において諮問のありました標記の件について、下記の者が寝屋川市有功者として推薦されるにふさわしい者であると認められているので、ここに答申いたします。

記

	(氏名)	(該当基準)
1	矢田 わか子	規則第2条第1項第2号該当
2	山崎 菊雄	規則第2条第1項第4号該当
3	北川 光昭	規則第2条第1項第4号該当
4	井川 晃一	規則第2条第1項第4号該当